

大宝律復元・新考

——量刑が養老律よりも唐律に等しい条項、及びその他の未復元条項——

上野利三

はじめに

- 一 量刑が養老律よりも唐律に等しい大宝律条文の復元
 - 二 未復元条項
- むすび

はじめに

律令法は古代国家の根幹をなす基本法典である。ことに大宝律令は藤原京から平城京に至る間の大半にわたって施行されてきた。それにも拘わらず大宝の律と令は養老律令

が実施され、平安期を迎えてのち、幾許も無くしてこの世から失われてしまった。

大宝令に比べて大宝律は亡失の度合いが極めて高く、いまだに全貌を見出せないが、ここ数年來、大宝律の復元条文と思しきものを拾遺し、これを集めて公表してきた⁽¹⁾。

近時は大宝律に関して、養老律より唐律に近似する条項を中心に条文復元を行ったものを報告した⁽²⁾。

今回は一に、量刑において養老律よりも重く、唐律と同等の大宝律条項の復元を試みた。ただしそれらは、一度は先学が復元条文として指摘したが、反対論者がこれを批判し、否定したために、律令研究会編『譯註日本律令 二』

律本文篇上巻においてはこれらを大宝律の復元条項に加えてなかつた。⁵⁾『譯註日本律令』律本文篇上・下巻では、このように随所に編者が関係する著作の影響の痕跡を留めている。⁶⁾

第二に、量刑が不明である十数カ条にわたる復元案を示した。提示するに当たっては、見出した大宝律逸条が養老律条文のどの部分かを示すとともに、その量刑が当面復元できなくとも、唐律と養老律の量刑が判明する場合はそれらを示して、大宝律の量刑復元に備えることとした。

なお、今後は飛鳥浄御原律と大宝律との量刑比較の手掛かりがあれば、点検を試みたい。

読者諸賢にはご批判ご鞭撻を切にお願いするものである。

- (1) 上野「大宝律復元考―養老律より唐律に近似する条項、及び未復元条項を含む律条―」慶應義塾大学法学研究会編『法学研究』第九十三巻第十号・二〇二〇年一〇月、同「大宝律復元・統考、及び『政事要略』とそれに準じる逸文」同上編『法学研究』第九十三巻第十一号・二〇二〇年十一月、同「大宝律および養老律若干条の復元について」『皇学館論叢』第五十三巻第一号・二〇二〇年四月。同「養老律の所伝・亡失時期、及び律諸条の復元」『皇学館論叢』第五十四巻第一号・二〇二二年四月。同「室町末期伝

存の『養老律』及び『日本書紀』系図一卷」について―日本古代法制小考(一)―」慶應義塾大学法学研究会編『法学研究』第九十五巻第十号・二〇二二年一〇月、等を参照されたい。

(2) 注(1)の拙論「大宝律復元考」。

(3) 利光三津夫「大宝律考」『律の研究』明治書院・一九三九年。

(4) 坂本太郎「大宝令養老令異同二題」『古典と歴史』吉川弘文館・一九七二年・一四七頁、のちに『著作集 律令制度』に収載。

(5) 律令研究会編『譯註日本律令 二』律本文篇上巻(東京堂出版・一九七五年・三九三頁、四一〇頁)はこれを大宝律の復元条項とは認めていない。実のところ、律令研究会の代表者滝川政次郎氏は坂本氏が律研究の師と言われる間柄であり、また律令研究会の基になった国学院大学の研究メンバーは、多くは坂本氏の教え子たちであつて、令集解の読会に参加し、今日の律復元研究の飛躍・発展に至つたという経緯がある。

(6) たとえば、律令研究会編・前掲『譯註日本律令 二』(四九八頁以下)での賊盜律1謀反条の復元・備考欄には、「日本書紀、天武五年八月壬子条「詔曰。死刑没官三流。並降一等。徒罪以下。已発覚。未発覚。悉赦之。唯既配流不在赦例。」は、飛鳥浄御原律に関係があると思われる。

（坂本太郎「飛鳥浄御原律令考」『日本古代史の基礎的研究』下一八頁）」という文を載せている。この忠言が正しいならば飛鳥浄御原律の復元研究に用いられるべきだが、これは明らかに失考である。なぜならば天武天皇が飛鳥浄御原律令の編纂開始を宣言したのは天武天皇十一年だからである。その六年前に同律はまだ姿形は無かったであろう。なお坂本注（4）、及び「飛鳥浄御原律令考」『法制史研究』四・一九五四年、のちに『日本古代史の基礎的研究』下、制度篇・東京大学出版会・一九六四年、更に『著作集 律令制度』に所収、を参照されたい。

一 量刑が養老律よりも唐律に等しい大宝律 条文の復元

本節のテーマである量刑が養老律よりも唐律に等しい大宝律条文については、これ迄指摘されたことだが、その類例を加えることは、我が国為政者が中国から律令を継受する際の態度を窺ううえで重要であると考える。

今その類例を少しだけ挙げれば、①唐賊盜律54部内容止盜者条には「諸部内有一人為盜。及容止盜者。里正笞五十。」とあり、養老部内条には「凡部内有一人為盜。及容

止盜者。里長笞四十。」とあつて養老律は唐律より一等軽いが、大宝律当該条文は「凡部内有一人為盜。及容止盜者。里長笞五十。」と復元され、この限りにおいて唐律の量刑と等しい。⁽¹⁾ 想像するに為政者は大宝律を編纂するに当たつて唐律を直輸入する傾向が強かつたとも受け取れるが、一概にそうとは言えない側面もある。いまは追究しないでおく。

②唐鬪訟律25妻毆夫条には「諸妻毆夫。徒一年。」とあり、養老鬪訟律25当該条（逸文）には、「（凡）妻毆夫。杖一百。」とあつて養老律は唐律より一等軽いが、大宝律当該条文を推知させる戸令集解毆妻祖父母条の古記に「依鬪律。妻毆夫者徒一年。」とあり、また戸令集解毆妻祖父母条穴記に「先律毆夫徒一年。」とあることにより、大宝律は唐律と同等の量刑であつたことが分かる。利光氏は養老律の刑が大宝律よりも軽い例は数例を数えることができる⁽²⁾と述べている。

(1) ただし利光・前掲前「大宝律考」（八三頁以下）はこの部分で重要な指摘があるが、いまは略す。

(2) 利光・前掲「大宝律考」八五頁以下。ただし利光氏はその数例がいかなるものかを具体的に挙示されていない。

1 戸婚律 28 有妻更娶妻条

日唐の婚姻形態は非常に異なっているにも拘わらず、律令法上我が国は、実態の違いを知りながら、唐の刑法典をそのまま受け入れ、法文化した。よく知られているように、日本古代においては、男子は女性の住まう所に通う形式の結婚形態が一般的と考えられており、唐のように男子がその住まいに女性を迎い入れる形式とは随分異なっていた。

従って、我が国は男子の通う所に妻がいたが、複数の場合だれが本来の妻であったのか、或いはそれが何人いたのかは当事者でしか分からなかった。重婚もしばしば起こりえたのである。

唐では、男子の住まいに本妻、第一妾、第二妾というように、妻たる者の序列が比較的明確であった。一人の男子に同時に二人以上の妻はありえないということが律を貫く大原則となっていた。⁽¹⁾

本条文は、唐の基準に合うか合わないかは別問題として、我が国では重婚は普通であったが、それが当該条文のように、唐律令に合わせてこれが犯罪であると規定がなされているのは、ほとんど異例で空文のごときものであった。従って以下に載せる万葉集の伴家持の詞書のように、そうと知りながらこれを詠むという一種パロディのごとく笑止

千万なのであるけれども、一応、法史的に当該条文に検討を加えねばならない。

さて、唐戸婚律 28 有妻更娶妻条には、

諸有妻更娶妻者。徒一年。女家減一等。若欺妄而娶者。徒一年半。女家不坐。各離之。

(諸て妻ありて更に妻を娶る者。徒一年。女家は一等を減ず。若し欺妄して娶る者は、徒一年半。女家は坐せず。各々これを離す。)

とある。この条文は妻がありながら、更に妻を娶る者、つまり夫の重婚を罰する規定である。⁽²⁾ 一人の男性に、同時に二人以上の妻はあつてはならないということが原則となる。ただし妾は何人でも帯してもよいということである。

唐戸婚律 28 有妻更娶妻条に対応する大宝・養老律の当該条文は、前掲した律令研究会編『譯註日本律令 二』律本文篇上巻では、見つからないことになっている。⁽³⁾

ところで万葉集卷一八、伴家持の四一〇六番歌謡左注「教諭史生尾張少咋歌一首并短歌」⁽⁴⁾には、

両妻例云。

有妻更娶者。徒一年。女家杖一百。離之。

と見える。

利光三津夫氏は、その論文「大宝律考」において、この

大伴家持が天平感宝元年五月十五日に詠んだ万葉集の歌の詞書によって、この文を大宝律の趣意文と判断せられた。⁽⁵⁾

ところが、その後、坂本太郎氏は「大宝令養老令異同二題」において、この左注は律令とは別の成書たる例の文からの引用であろう、とされた。⁽⁶⁾ そのため、前掲した律令研究会編『譯註日本律令』は坂本氏の案を優先して、利光氏の復元案を退けられた。

坂本氏が虎尾俊哉氏の論考「例の研究」⁽⁷⁾の影響を受けて、万葉集に見える「両妻例」という詞書の書き出しに例という文字が用いられている点を重視されたことは否めない。

虎尾氏は、その例の研究において、八十一例、諸司例、彈例の三種の例の系統があり、詳細な分析を行っている。だが、それらの例は、ここに取上げた例とは性格が異なっていることは歴然である。

ここに用いられている例ということばかりは、そのような成書を想起されると思われぬ。むしろ、具体的な例を上げて説明するとすれば、「何か知らのごとき用例」と見た方がよい。あとに出てくる「七出例」と併せて考えると、これらの例とは、ともに、単なる一例の意味と受け取れる。⁽⁸⁾

しかもそれぞれ量刑が示されていて、当該条は「徒一

年」とあり、唐律と同じ量刑が示されている。ただし養老律は未復元のため量刑については不明であって、大宝律と養老律との量刑の比較はできない。それゆえ当該条文は本来、この章節に入れるのは躊躇されるのだが、それが養老律より重いか軽いかが、はたまた同等であるかは知ることができないにも拘わらず、大宝律の量刑が唐律と同等であるという貴重な情報が求められるという一点において、後の情報の出現に備える意味で本節に例示することにした。⁽⁹⁾

なお、戸令26結婚条などを見ると、婚約や結婚を女家が解消できる事由の一つに、養老令では男家が徒罪以上を犯せば女家が離縁したいと欲すれば離縁できる定めになっているが、大宝令当該条規は杖罪としていたようだ（本条古記による）。これは大宝令の方がより厳格な規定であったことを示している。唐令の規定は残念ながら杖罪であったか徒罪であったか不明であるが、憶測では唐令は大宝令と同等ではなかったかと私は見ている（明鈔本天聖令を参照されたい）。

ついでに述べれば、後の唐戸婚律28妻無七出条では「徒一年半」とあるのに対して、復元された養老律の量刑は「徒一年」とあつて、両律の量刑に差異が見られる。万葉集の七出条には上記の養老律とは違う「徒一年半」が記さ

れており、その量刑は養老律とは異なっており、唐の戸婚律28妻無七出条と同じ量刑が記されている。つまり、万葉集に示された七出例から復元される大宝戸婚律28同条は、養老律より唐律条文の量刑を見据えていたことになる。そのことは近時、私が養老律より唐律に近似する大宝律逸文の数個の条文を紹介した⁽¹⁰⁾、大宝・養老両律の異同という課題に沿う一事例として、ここに掲示し得るものとなる。そして、これによって上記した両方の例が、たとえて言えばという用法である証しであるということでもある。

要するに、大宝戸婚律当該条の冒頭の条文は、万葉集に見られる「両妻例」云、有妻更娶者。徒一年。女家杖一百。離之。」により、次のような律文が存在したことが窺われる。

(凡) 有妻更娶妻者。徒一年。女家減一等。(若欺妄而娶者。徒一年半。女家不坐。各) 離之。

(一) 内は唐戸婚律当該条により補う。

当該条は、仮に養老律本条の量刑が見出せたなら、或いは量刑が養老律よりも唐律と同等の大宝律条文の復元ということになるが、考察はここ迄とせざるを得ない。

(1) 律令研究会編『譯註日本律令 六』唐律疏議譯註篇二

(滋賀秀三譯註 戸婚)・東京堂出版・一九七四年・二七〇頁以下。

(2) 妻の側の重婚については戸婚律41義絶離之条において「妻妾擅去者。徒二年。因而改嫁者。加二等。」のごとく罰せられる。ここに取り上げる条文とは異なるが、一応触れておく。「妻妾擅去」は妻妾が離婚を望んで勝手に夫の元から去るならば徒二年の刑に処せられる。ただし夫婦間の感情のもつれから一時的に家出したりした場合は罪には問われないと疏文はいう。「因而改嫁」は、夫の元を立ち去るだけでなく他人に改嫁すれば二等を加えて徒三年とする。

(3) 律令研究会編・前掲『譯註日本律令 二』三九三頁。

(4) 高木市之助ほか校注『万葉集四』日本古典文学大系7・岩波書店・一九六二年、佐竹昭広ほか校注『万葉集四』新日本古典文学大系4・二〇〇三年。

(5) 利光・前掲『律の研究』六九頁。

(6) 坂本・前掲『古典と歴史』一四七頁以下、のちに『著作集七』三九頁以下。

(7) 虎尾「例の研究」『古代典籍文書論考』吉川弘文館・一九八二年、所収。

(8) たまたま見出した「例」の事例なので適切かどうかは検討が必要だが、大宝二年七月癸酉(八日)の統紀の記事に、

詔、伊勢大神宮封物者是神御之物。宜准供神事、勿令濫

穢。又在山背国乙訓郡火 雷神、每旱祈雨。頻有徵驗。

宜入大幣及月次幣例。(詔したまわく、「伊勢大神 宮の封物は是れ神御の物なり。神事に供ふるに准へて、濫りに穢さしむること勿 かるべし。また山背国乙訓郡に在る火雷神は、旱毎に雨を祈ふに。頻に徵驗有り。大幣と月次の幣との例に入るべし。」とのたまふ。)

と見え、文中の末尾に例(ためし)の用例がある。

(9) ただし、これまでの大宝・養老兩律の条文において、大宝律の逸条に見える量刑が、養老律の量刑と一致する場合も少なくはないので、ここで述べる点はあくまで希望的観測と見られるというご批判もあるかと考える。大宝・養老兩律の量刑が一致するのは、垣間見ただけでも戸婚律5私入道私度条などが上げられる。

(10) 上野・前掲「大宝律復元考」。

2 戸婚律40妻無七出義絶状出妻条

戸婚律40当該条文は離婚についての規定である。次の条も離婚について規定するが、大宝律条文の復元に関してはその次条には触れないでおく。

夫が妻を離婚することができる、または離婚することができない条件として、七出、三不去・義絶をあげる。

七出というのは、無子(妻が五十歳になっても男子を産

まなかった場合)、淫洙(旁は失)、不事舅姑(夫の父母をないがしろにする)、口舌(無駄な陰口が多すぎる)、盜竊(盗み癖)、妬忌(嫉妬)、悪疾(癩病といわれている。三不去に拘束されない)の七つである。妻がこれらのうちどれかに該当すれば夫は妻を離縁することが可能であるとされる。

三不去というのは、舅姑を見取り終わった妻、婚姻中、夫が勢い出世した時、帰るべき実家が無い妻、の三つである。そのどれかに該当すれば、七出のうちの姦と悪疾を除外したその他の理由があっても離婚してはならない。

義絶については、次条の主たる問題でもありいまは論究しない。

先に戸婚律28有妻更娶妻条のところでも触れたが改めて当該条でも万葉集一八、四一〇六番歌謡左注を掲げて述べしておくこととする。

唐戸婚律40妻無七出条には、

諸妻無七出及義絶之状。而出之者。徒一年半。雖犯七出。有三不去而出之者。杖一百。追還合。若犯惡疾及姦者。不用此律。

(語て妻に七出及び義絶の状なくしてこれを出す者、徒一年半。七出を犯すと雖も、三不去ありてこれを出す者、杖一百。

追して還た合はず。若し悪疾及び姦を犯す者は、此の律を用
いず。()

と見える。これに対応する養老律条文は、『律逸』や佐藤
進⁽¹⁾氏などにより、法曹至要抄や戸令抄、前田家本・御成
敗式目(明応七年本)第二十一条書き入れ等から拾われ、
復元がなされている。

ところで、大宝律当該条文は、前掲した律令研究会編
『譯註日本律令 二 律本文篇上巻』では、前条と同様、見
つかっていないことになっている。⁽²⁾

しかしながら、万葉集卷一八、四一〇六番歌謡左注「教
諭史生尾張少昨歌一首并短歌」⁽³⁾には、

七出例云。但犯一条。即合出之。無七出輒棄者。徒一年半。

三不去云。雖犯七出不合棄之。違者杖一百。唯犯姦惡疾得棄
之。

という詞書が見える。これをもって利光氏はその論文「大
宝律考」⁽⁴⁾において、上記の「七出例云」「三不去云」は大
宝律の取意文であると論じられた。⁽⁵⁾

参考までに文中の「即合出之」と「不合棄之」の合字は
可・須と同意だが、律令によく用いられるのは合である点
を心すべきである。

法曹至要抄などによる養老戸婚律40妻無七出義絶状出妻

条の復元は、

(凡) 妻無七出及義絶之状。而出之者。徒一年。雖犯七出。

有三不去而出之者。杖八十。追還合復。若犯惡疾及姦者。不
用此律。() 内は補語、以下同じ

となっている。⁽⁶⁾

先の万葉集の詞書から復元される大宝戸婚律40妻無七出
義絶状出妻条は、

(凡) (妻) 無七出(及義絶之状。而) 出之者。徒一年半。雖
犯七出。(有) 三不去而出之者。杖一百。(追還合復。若犯惡
疾及姦者。不用此律。)

となるものと思う。⁽⁷⁾

この大宝律復元案を上記の唐戸婚律40妻無七出条と比較
すると、量刑が一致していることが分かる。この考えは、
大宝律はその内容において、養老律よりも唐律に近似する
条項を示してきたのと趣旨のうえで通じるものがあると述
べてきたが、量刑においても大宝律が養老律よりも唐律に
一致するということを示す証拠史料として上げて置かねば
ならない。

(1) 佐藤進一「律逸拾遺」『史学雑誌』五十八編四号。

(2) 律令研究会編・前掲『譯註日本律令 二 四一〇頁。

(3) 前掲『万葉集』二八四頁。

(4) 利光・前掲『大宝律考』『律の研究』七二頁以下。

(5) 利光氏は万葉集十八番の大伴家持の長歌詞書の「三不去云」を「三不去例云」と記しているが、ここには例の字はない。

(6) 律令研究会編・前掲『譯註日本律令 二』四〇八頁。

(7) 坂本氏は、戸令七出条の集解古記に、六出とあることに不審をいだし、金沢文庫本ほか田中氏本、無窮会本などを調べてそれらが一致して六出とあるのだから、古記には六出とあったこと、古記の注釈は悪疾にのみ注釈がなく、他はことごとくに注釈が施されており、やはり大宝令は悪疾を除く六出が本来の姿であったと結論付けられた。しかしながら唐律令に七出とあるものを、悪疾だけは気の毒だから七出の一つとして置いておくことはできないという理由だけで大宝律令編者が唐律令に変更を加えるとは常識的には考えづらい。これまで述べてきたように、大宝律令はできる限り唐律に近似させることが編修の方針であった筈である。坂本氏指摘の六出は、七出の誤写ではなかったかという疑念を持たざるを得ない。故に私は七出説を採用するにやぶさかではない。

二 未復元条項

1 名例律6八虐条(6) 大不敬

ここでは、①②③の三点について、言及したい。

①大宝名例律6八虐条、第六大不敬の条文の復元に関しては、これまで論じたことがある。¹⁾当該条大不敬の項目の唐律疏議の条規には、

六曰。大不敬。〈謂盜大祀神御之物。乘輿服御物。盜及偽造御宝。合和御藥。誤不如本方。及封題誤。若造御膳。誤犯食禁。御幸舟船。誤不牢固。指斥乘輿。情理切害。及對捍制使。而無人臣之禮。〉(内は注文。疏文は略す、以下同じ)

とあり、また養老律条規は、

六曰。大不敬。〈謂毀大社及盜大祀神御之物。乘輿服御物。盜及偽造神璽内印。合和御藥。誤不如本方。及封題誤。若造御膳。誤犯食禁。御幸舟船。誤不牢固。指斥乘輿。情理切害。及對捍詔使。而無人臣之禮。〉(傍線は筆者)

となっている。養老律条文は唐律条文にくらべ、傍線の部分が異なっている。いわゆる日本の特色が見られる部分である。

他方、当該条文の大宝律条規(逸文)は、右養老律注文

の「偽造」「内印」「合和御葉。誤不如本方。及封題誤。若造御膳。誤犯食禁。御幸舟船。誤不牢固。」が利光氏により逸文が拾われており、律令研究会編『譯註日本律令二』律本文篇上巻もこれに従っている。

私もこれまで、同条の本文「大不敬」の復元に言及し、また注文「指斥乘輿。情理切害。」の復元が可能であると論じた³。更に、統紀、天平勝宝八年五月(癸亥)十日条の「出雲国守従四位上大伴宿禰古慈斐内竖淡海真人三船、坐誹謗朝廷、无人臣之礼、禁於左右衛士府。」という文中に「坐誹謗朝廷、无人臣之礼」と見えるところから、「無人臣之礼」の復元ができると考えている⁴。

ところで、問題は、本注の前半部分にある「謂毀大社及盜大祀神御之物。乘輿服御物。盜及偽造神璽内印。」の復元に関してである。

これについては、何か拠となる史料があるかといえ、それは端的に言うとないと云ってよいが、大宝律から養老律に移行する際に、当該箇所がすでに大宝律に存在したとしても無理なく解釈できる、という類推復元が可能であるという判断に基づく。

まず、上記の大社の語は、平戸記、寛元三年四月十四日条の権大納言源朝臣顕定の定詞に、「古答云、問、大社山

陵御膳所、至国(闕字の誤り)未度罪名、未知、何科、」とあり、また、同記、同日条に引く侍従藤原朝臣資季の定申に「大祀大社大幣雑物等可有差別、大祀大幣之外物不入八虐、以大嘗為大祀、以伊勢神宮為大社云々、如古答者、大和大神等六位為中社、自余為小社云々、」とあり、更にまた師守記、貞治三年五月十三日条に引く大判事明法博士坂上明宗勘文に、「衛禁律云、闕入大社者、徒一年、(中略)古答云、大社者伊勢神宮也、(後略)」とある。このように大宝律令の注釈書古答に、大社の語が引用されていることからその類推復元が可能なることは分かる⁶。

すでに論じたように、養老賊盜律1謀反条に、唐律には見られない

謀毀大社者。徒一年。毀者遠流。

という規定があり、更に、名例律6八虐条第六の大不敬の項に、

大不敬。謂。毀大社(後略)

と見えて、ここに言う大社という語が、大宝律に存在したことが立証せられたならば、その「毀大社」なる文言が大宝名例律6八虐条第六の大不敬の項に存在することは明らかと思われる。

ところで、後述する職制律10祭祀朝会侍衛条の箇所、

(a)元明天皇の即位(統紀、慶雲四年七月壬子(十七日)条)ののち、和銅元年十一月己卯(二十一日)に行われた大嘗祭(踐祚大嘗祭)、さらに(b)元明天皇から皇位を譲られた元正天皇の即位(統紀、靈龜元(七一五)年九月庚辰(二日))ののち、靈龜二年十一月辛卯(十九日)に行われた大嘗祭(踐祚大嘗祭)、(c)元正天皇から皇位を譲られた聖武天皇の即位(統紀、神龜元年二月甲午(四日))ののち同年十一月己卯(二十三日)に行われた大嘗祭(踐祚大嘗祭)等々、主要君主の即位式及び大嘗祭に論及した。さて養老律注文は「謂毀大社」の次に「及盜大祀神御之物。」とあり、その疏文に

神御物者。謂。大幣者。大社神宝亦同。

と見える。大不敬の項に言う「大祀神御之物」と言うのは、神祇令「凡天皇即位。惣祭天神地祇。散齋一月。致齋三日。其大幣者。三月之内。令修理訖。」と見えるところの大幣(おおみてぐら)にはかならず、大嘗祭において神にたてまつる新穀及びその新穀をもつて醸した白酒・黒酒をいうのである。⁽⁷⁾

その「大祀神御之物」を盗む犯罪は、賊盜律に

凡盜大祀神御之物者。中流。

との規定がある。上に記した主要君主の即位式及び大嘗祭

は、いずれも大宝律令施行時に執行されたものであるから、これらの律の処罰規定は、大宝律によるものであつたと言つてよい。

ゆえに大社すなわち伊勢神宮に祭られている神と、大嘗祭に神にたてまつる大幣を盗む犯罪行為は大不敬罪の最たるものであると定めた八虐条大不敬においても、これが大宝律の条項に存在したことを認めざるを得ない。

②職制律12合和御葉条の復元に関しては、以下の項目において論究したが、そこでの復元の過程で、次のような点に言及した。重複するが、本項でも述べておきたい。

大宝職制律12合和御葉条の大宝律条規の復元が可能であるならば、名例律6八虐第六大不敬の項、注文封題誤の疏文に、

謂依方合訖。封題有誤。若以丸為散。応令言熱之類。

とあるが大宝律当該条疏も復元が可能となるであろう。

③ところで、八虐条大不敬に処罰規定があり、賊盜律1謀反条及び賊盜律23大祀条の復元に従い、上記した名例律当該条に、

六曰。大不敬。(謂毀大社及盜大祀神御之物。)

という律条の存在が推考され、復元が可能となる。これについては本節賊盜律1・23条を参照されたい。

(1) 上野「大宝名例律八唐・六議条の復元について」『皇学館論叢』第四十七卷第二号・二〇一四年。

(2) 律令研究会編・前掲『譯註日本律令 二』四六頁以下。

(3) 注(1) 論文参照。

(4) 上野・前掲「養老律の所伝・亡失時期、及び律諸条の復元」。

(5) 平戸記・増補史料大成・平戸記二・八八頁。

(6) 長寛勘文に引用されている律集解の一文に「説者云、大社者伊勢大神宮、自余称中小社。」とあることも傍証となろう。

(7) 滝川「律と大嘗祭」『律令と大嘗祭―御代始め諸儀式―』国書刊行会・一九八三年。

2 名例律21敍法条

唐名例律21除名者条には、

諸除名者官爵悉除。課役従本色。六載之後聽敍。依出身法。

若本犯不至免官而特除名者。敍法同免官例。免官者三載之後。

降先品二等敍。免所居官及官当者。期年之後。降先品一等敍。

(後略)

とあり、養老名例律21敍法条には、

凡除名者官位勳位悉除。課役従本色。六載之後聽敍。依出身

法。若本犯不至免官而特除名者。敍法同免官例。免官者三載

之後。降先位¹⁾二等敍。免所居官及官当者。¹⁾暮年之後。降先品一等敍。(後略)

と見える。ともに除名、免官、免所居官、官当の年限、再叙、降限、処遇に関する規定をおいている。そして除名されて以降、六載の後、位階(唐は官爵)を授けることを聴す法が存在する。

ところで、律令研究会編『譯註日本律令 二』律本文篇上巻は、大宝律の名例21当該条に關しては、慶雲三年二月庚寅(九日)条の統紀に見える、

詔曰。(中略)又制七条事。(中略)准律令。於律雖有除名之人六載之後聽敍之文。令内未載除名之罪限滿以後應敍之式。宜議作應敍之条。(其三。)

という記事によって、養老名例律21除名条に相應する規定の存在が推測される、という文言で括られている。¹⁾

しかしながらこの逸文を統紀から見出した利光氏は、「この詔勅に引かれた大宝律が、右の養老律及び唐律に相應する条文であることは、疑いない。」と明言している。²⁾

確かに統紀所引の記事には「於律雖有除名之人六載之後聽敍之文。」とあつて律の条文からの引用である点が明白である。

従つて前記の『譯註日本律令』はこの下線部の語句を、

単に存在の推測に止めるのではなく復元すべきことを示しておくべきであった。

- (1) 律令研究会編・前掲『譯註日本律令 二』九二頁以下。
(2) 利光・前掲『大宝律考』『律の研究』四二頁以下。なお青木和夫ほか校注『続日本紀 一』新日本古典文学大系 14・岩波書店・一九九二年、三七三頁を参照のこと。

3 名例律45二罪以上俱発条

名例律45当該条に関しては、万葉集卷十八、四一二八越前国掾大伴宿禰池主が大伴家持に送った戯歌四首が送られている。その消息文中に

凡貿易本物、其罪不輕、正贓倍贓、宜急併滿、今勸風雲、発遣徵使、早速返報、不須延回、
(凡そ本物を貿易すること、其の罪軽からざればなり。正贓倍贓、宜しく急に併滿すべし。今風雲を勸して、徵使を發遣す。早速に返報せよ。須く延回すべからず。)

という文が見られる。文中に他人の物を売った場合には正贓と倍贓を合わせて備償するのが法であるという意識文が見られる。万葉集校注に依つてもう少し付け加えると、もとの品物を別の物と取り替えること、本物をすり替えて別

の物を送ってくることは、その罪は軽くない。品物を取り替えること(貿易)は窃盜罪に相当し、したがって正贓(盜品そのもの)と倍贓(人の盗んだ品をさらに盗んだ、二重の盜品に対して、もとの倍額に相当する物を差し出すこと)との種類の違つた物を急いで併合して滿ち充てるべきである。つまりは家持の貿易の罪に対してその賠償を急ぎ差し出すように、遷延してはいけない、遅れないように早速返事をよこすようにという戯れの言葉の中にも眞の意義を法律用語によつてあらわし伝えている。⁽¹⁾

唐名例律45当該条には

(前略)若罪法不等者。即以重贓併滿輕贓。各倍論。(中略)
罪法不等者。則以重法併滿輕法。(罪法等者。謂若貿易官物。計其等准盜論。計所利以盜論之類。(後略))
(罪法等しからざる者、即ち重贓を以て輕贓に併滿す。各々倍して論ず(中略)罪法等しからざる者、則ち重法を以て輕法に併滿す。(罪法等しとは、官物と貿易するもの、其の等しきを計りて盜に準じて論じ、利する所を計りて盜を以て論ずるがごときの類を謂ふ。(後略)) (一)内は本注とある。⁽²⁾

利光三津夫氏がこの中に見える「併滿」なる語が律令用語であることを指摘している。そして、この歌の製作され

た時期が、大宝律令が実施された時期に該当するゆえに、「併満」は大宝律令に用いられていたと推定した。

以上に述べたように大宝名例律45二罪以上俱発条の存在は明らかで、かつ「併満」の語ほか「貿易」(注文)なども復元できよう。律令法に精通した池主が入魂の家持(官司)に罪の訴えを提議するという戯れ歌の中に律の在り方が窺える万葉集歌である。

- (1) 高木市之助ほか・前掲『万葉集』。
- (2) 律令研究会編・前掲『譯註日本律令 三二二七四頁以下。滋賀秀三氏の懇切な解説がある。
- (3) 利光・前掲「大宝律考」四七頁以下。

4 名例律56稱加条、附・養老名例律56当該条

当該条は養老律の本文がほとんど復元されているにも拘わらず、大宝律はいまだ復元されていない。

ところで、続日本紀、天平宝字元年七月戊午(十七日)の条に、

是以、勘法(尔)皆当死罪在。如此雖在、慈賜(都)為而、
一等輕賜而、姓名易而、遠流罪(尔)治賜(都)。
(是を以て法を勘うるに、皆死罪に当たれり。此の如くあれ

ども慈み賜うとして一等輕め賜いて、姓名易へて遠流罪に治め賜いつ。)

と見える。

つまり、橘奈良麻呂の変で謀反に加わった者たちは、律八虐条第一の謀反罪に相当し、賊盜律1謀反大逆条に準拠して「皆死罪」、つまり例外なく極刑に処せられるところではあるが、慈悲を賜って、斬罪から一等を減じて遠流罪とする、という判決が下された。⁽²⁾

その法的根拠はどういうものかという点、唐名例律56稱加就重条に、

諸稱加者。就重次。稱減者。就輕次。唯二死三流。各同為一減。加者數滿乃坐。又不得加至於死。本条加入死者。依本条。加入絞者。不加至斬。其罪止有半年徒。若応加杖者。杖一百。応減者。以杖九十為次。 (一)内は注文
(諸て加ふと稱するは重次に就く。減ずると稱するは輕次に就く。唯だ二死と三流は、各々同じく一と為して減ず。加ふる者は數滿ちて乃ち坐す。又た加へて死に至るを得ず。本条加へて死に入る者は、本条に依る。(加へて絞に入る者は、加えて斬に至らず。)其れ罪止だ半年の徒ありて、若し加杖すべき者は、杖一百。減すべき者は、杖九十を以て次と為す。)

とある条規に存すると考えられる。

当該条は刑を何等か「加ふ」あるいは「減ず」ということばに関して定義するものである。これは五刑二十等を一本の物差しに刻まれた目盛りに見立て、指定の数だけ目盛りを上下させることであり、一般には、とくに定義を必要としない。ただ、死刑・流刑について特別の定めをなすことが本条の置かれた主たる意味であり、付随してその他二、三のことが定められる³⁾。

つまり、上掲した当該条の条文は、統紀、天平宝字元年七月戊午（十七日）の統紀の記事によって我が日本律にも存在したことが知られる。

天平宝字元年七月は大宝律令が施行されていた時期に相当するがゆえに、統紀の当該条は大宝律条項の存在を裏付けることになる。

そして前掲した唐名例律の本注「加入絞者。不加至斬。」（〈内〉の注文）は、いまなお養老律では復元されていないが、唐職制律19漏世大事条の疏議に、

其大事縦漏世於蕃国使。亦不加至斬。

と見える。⁴⁾ 養老律には「其大事縦漏世於藩使。亦不加至斬。」とあり、唐律疏議の「蕃国使」は養老律の疏文では「藩使」となっていて国の字の脱字があるものの、「不加至

斬」という唐律本注に相応する規定の存在がうかがわれる。

「不加至斬。」（加えて斬に至らず。）という注文が存したということであれば、その主部に当たる「加入絞者。」（加へて絞に入る者は、）の注文が「不加至斬。」の前に存在したことが推定されよう。ゆえに、大宝律のみならず、養老律の本注にも「加入絞者。不加至斬。」という、唐律疏議と同様の注文があつたに相違ない。

ところで、唐律疏議、名例律56当該条には、第一として、冒頭の「加うと稱するは重次に就く。減ずと稱するは軽次に就く。唯だ二死と三流は、各々同じく一と為して減ず」の類例を疏議の文に上げている。名例律42、名例律10等である。第二として、「加うるものは、数満ちて乃ち坐す。また加へて死に至るを得ず。本条加へて死に入るものは、本条に依る。〈加へて絞に入るものは、加へて斬に至らず。〉」の類例をやはり疏議の文に上げている。賊盜律35、捕亡律10、鬪訟律4、同律19等である。第三として、「其れ罪止だ半年の徒ありて、若し加杖すべきものは、杖一百。減すべきものは、杖九十を以て次と為す。」の類例を疏議の文に上げている。断獄律19、名例律27等である。これらのうち、養老律当該条の疏文に逸文が掲げられているのは賊盜律35、捕亡律10である。それゆえ、養老律条文の疏文

にこうした類例が上げられていたことが証せられる。

従つて、上の律二カ条以外の疏文にも、他の名例律 42・名例律 10 (第一)、賊盜律 35・捕亡律 10・鬪訟律 4・鬪訟律 19 (第二)、斷獄律 19・名例律 27 (第三) 等が類例として上げられていたと考えて間違ひなからう。これら各条文の復元試案については後考に譲る。

- (1) 律令研究会編・前掲『譯註日本律令 二』。
- (2) 橘奈良麻呂の変に係わつた者は、本来は死刑であるが一等を減ぜられて流罪に処せられたとなつてゐるが、中心メンバー約二十名のうちで実際に配流されたことの判明する者は五名であつて、七名は拷問の末の獄死、七名は首謀者奈良麻呂を含めて不明となつていて続紀は何も語らない。彼らも獄死あるいは自害であつた可能性が高い。他は解任、左遷である。これについては、青木和夫ほか校注『続日本紀三 新日本古典文学大系 14』岩波書店・一九九二年・五一―九頁以下、上野正裕『日本古代王権と貴族社会』八木書店・二〇二三年、等を参照のこと。
- (3) 律令研究会編・前掲『譯註日本律令 四』(名例 滋賀秀三)。以下の①～③の説明も同氏による。後述する復元条文を明示するために、①～③を引き写す。
- ① 刑を減ずるとき、死刑と流刑はそれぞれを一等として

数える。絞・斬のどちらからでも一等を減ずれば流三千里となり、流二千里・三千里・及び加役流どちらからでも一等を減ずれば徒三年となる。刑を加えるとき、流三千里までは通例通りであるが、それ以上加えて死刑を科するには、各則本条に「加へて死に入る」という明文があることを必要とする。明文がない限り、加重は流三千里をもつて打ち切りとする。また「加へて死に入る」という文だけでは絞を科するにとどめ、「斬」という明文がない限り斬は科さない。加役流はかならず明文によつて科されるものであつて、加減計算の日盛りのひとつとしては数えられない。

② 「加ふるものは数満ちて乃ち坐す。」これは刑の加減自体ではなく、量刑の基礎となる何らかの数両の数え方についての定めである。法が或る数量を犯罪の成立もしくは刑の加重の要件として定めておるとき、要件を満たさない数量の端下は全てこれを切り捨て、一切問題としないという原則である。

③ 徒半年について。徒半年という刑は二十等の目盛りの中に存在しないけれども、誣告反坐 (鬪 41) や官司出入人罪 (斷 19)、自首不実不盡 (名 37) 等において差し引き計算の結果として生ずることがある。よつて本条にその位置付けを定めて、これを杖一百と等しい重さのものとする。すでに相等的いのであるから「加杖」すなわち徒役を杖に換える必要があるときは杖一百とすればよいし、徒半年か

ら一等を減すれば杖九十となる。両者の贖銅はともに十斤であって相等しいことが、この規定の合理性を裏付けるであろう。

(4) 養老律疏文「不加至斬」の存在に関しては、井上光貞・吉田孝「書評 律令研究会編『譯註日本律令 二・三 律本文篇上巻・下巻』」吉田孝「統 律令国家と古代の社会」岩波書店・二〇一八年、所収、に指摘がある。ただし、この書評では養老律の逸文についての指摘があるだけで(前掲書・三五四頁)、前述した大宝律の復元(疏文「不加至斬」)に止まらず、その前の「加入絞者」も大宝・養老律の疏に存在した。)に追及しておく必要があったのではないか。

5 衛禁律初条

唐衛禁律1闕入太廟門条には、

諸闕入太廟門及山陵兆域門者。徒二年。(闕。謂不應入而入者。)越垣者。徒三年。

太社。各減一等。守衛不覺。減二等。(守衛。謂持時專当者。)主帥。又減一等。(主帥。謂親監当者。)故縦者。各與同罪。(余条守衛及監門。各準此。)

とあるのに対して、我が養老衛禁律(逸文)はこれを二カ条に分けて、二つ目は、

凡闕入大社門者。徒一年。(闕。謂不應入而入者。)越垣者。徒二年。中社小社。各通減三等。神部不覺。減二等。監神。又減一等。故縦者。各與同罪。

とし、二つ目は、

凡闕入山陵兆域門者。笞五十。越垣者。杖一百。陵戸不覺。減二等。(謂。專当者。)公卿。又減一等。(謂親監当者。)故縦者。各與同罪。

としている。この養老律の復元は、滝川氏が戦前に「律逸々」という論文で報告され、さらに佐藤進一氏が「律逸拾遺」(史学雑誌五八―四)において、また利光三津夫氏が「養老律本文の探求」(『律の研究』)及び「稿本「倭漢比較律疏」について」(『統 律令制とその周辺』二〇二頁)などにおいて、諸書から逸文を拾い、成したものである。逸文による復元であるから、よほどしつかりした逸文収集を、多様に求められることが肝要であること言うをまたないが、逸文にはそれ自体に誤写が存在する場合があることは否めない。たとえば、二つ目の「公卿」などは明らかにおかしい。唐律には「主帥」とあるのを養老律逸文によって「公卿」に復元しているのは、誤りと判断せざるを得ない。おそらくは主帥の崩し字を誤写した結果、公卿と誤記したものと推測される。

ところで、唐律に「太社」とあるのは養老律の「大社」とは似て非なるものであること、滝川氏の指摘するとおりである。この点は氏の論文を参照されたく思うので深くは述べない。⁽³⁾

このように唐の衛禁律初条を養老律は二条に分かつて、「闕入大社門者。徒一年。〈闕。謂不応入而入者〉。越垣者。徒二年。中社小社。各通減三等。」を始めにおき、「闕入山陵兆域門者。笞五十。越垣者。杖一百。」を第二条において。それは「大社」というものの重みが、唐の太廟や山陵兆域とは異なり、同列には扱えなかつたからである。

唐律では「太廟門及山陵兆域門」への闕入は「徒二年」で等しいのに対して「太社」への闕入は「減一等」という扱いである。一方、養老律では山陵兆域門に闕入する罪は「笞五十」とするのに対して、大社門に闕入する罪は「徒一年」と重くなっている。我が「大社」は天皇家の宗廟たるところの伊勢神宮を指すゆえ、格段の取り扱いであった。では、この衛禁律初条を唐律のように一カ条であったものを、継受の際に二カ条に分かつという仕法はいつから始まったのかというと、それは大宝律編纂時からであったと思う。

大宝律実施直後の、大宝二年七月癸酉（八日）条の続紀

の記事に、

伊勢大神宮封物者是神御之物、宜准供神事、勿令濫穢、とある。伊勢大神宮すなわち大社であること、いうを待たない。

大宝律における大社の位置付けは、本稿の名例律や衛禁律、賊盜律の復元において、各項目で論じたとおりである。従つて、衛禁律初条の

凡闕入大社門者。徒一年。〈闕。謂不応入而入者〉。越垣者。徒二年。中社小社。各通減三等。

というがごとき条文が大宝律において存在したものと推定される。「徒一年」という量刑の存否については不分明である。

しからは第二条もおのずと推測が成り立つであろう。

(1) この外、平戸記、寛元三年四月十四日条に見える「案衛禁律闕入大社之文立此義」という史料も有益であろう。

(2) 利光「大宝・養老律叢殘統貂」「続 律令制とその周辺」慶應通信・一九七三年・二〇頁以下、にも伝写の誤りの可能性との指摘がある。

(3) 滝川・前掲「律と大嘗祭」「律令と大嘗祭」一〇八頁以下。なお滝川氏は唐律の太社を大社と誤っているが、正確には太社である。

6 職制律10祭祀朝会侍衛条

養老職制律10当該条には、

凡祭祀及朝会侍衛。行事失錯。及違失儀式者。笞四十。(謂。言辭誼謬。坐立意慢。乖衆者乃坐。)応集而主司不告。及告而不至者。各笞五十。

(凡祭祀及び朝会・侍衛、行事失錯し、及び儀式に違失せらば、笞四十。(謂はく、言辭誼謬(くわんごう)・坐立意慢にして。衆を乖(そむ)ければ、乃し坐す。)集むべくして主司告げず、及び告げて至らずば、各々笞五十。)

とある。祭祀など行事に失錯があり、儀式に違失した場合、違犯する官人は笞四十の刑をもつて断ぜられ、贖銅四斤を徴せられることになっている。その違犯に対して、法的制裁が加えられる。単に礼法上の規範ではない。⁽¹⁾

大宝律施行のあとの祭祀、儀式などに違失の記事は、多くは職制律10当該条文に係わりがあつて、大宝律の存在形態をうかがう上で、重要な史料となる。

とくに、天皇の即位式は権力機構の頂点に君臨する地位に就く儀式であつて、厳肅な儀礼がともなうのは勿論のことである。すでに持統天皇の即位式において取り上げたように、忌部が皇位の象徴である神璽の鏡剣を、天皇に奉呈する儀式があげられる。

また、文武天皇までの大嘗祭は、飛鳥浄御原律施行下でのものであつたが、次の元明天皇の即位時には、前の文武天皇死去の九日後に新天皇が万機を撰することを宣した。そしてその二十日後に即位するに至つた。

更に、聖武天皇が讓位して孝謙天皇が即位した時は、讓位の詔と、即位の詔とが同日に記載されている。⁽³⁾ いずれにしろ、即位に当たつては詔が出される。即位と踐祚の区別は、文武天皇以後、なされていない。即位の儀式は大極殿で執行され、その時に詔が發布される。

元明天皇の即位は統紀、慶雲四(七〇七)年七月壬子(十七日)条に記され、即位の詔が統紀に載せられている。大嘗祭(踐祚大嘗祭)は和銅元(七〇八)年十一月己卯(二十一日)に行われた。

母の元明天皇から皇位を譲られた草壁皇子の皇女である元正天皇は、靈龜元(七一五)年九月庚辰(二日)に即位した。即位詔で和銅を靈龜と改元した。大嘗祭(踐祚大嘗祭)は靈龜二年十一月辛卯(十九日)に行われた。

養老八(七二四)年二月、元正天皇は聖武天皇に讓位し、神龜元(七二四)年二月甲午(四日)に即位した。また同時に改元された。聖武即位の日長屋王は故藤原不比等の後を継ぎ左大臣に昇進した。大嘗祭(踐祚大嘗祭)は同年十

一月己卯(二十三日)に行われた。

以上、主要君主の即位式、及び大嘗祭に触れた。

それがゆえに、祭祀などの行事における失錯、儀式における違失があった場合、違犯した官人は処罰を受けるという条文が、大宝律にも設けられていたことが考えられる。

(1) 雑律逸文には「凡違令者。笞五十。謂。令有禁制。律無罪名者。別式減一等。」とあって、違式の罪の笞四十と符合する。ゆえに雑律の別式は、式と儀式とを含んだものと解さなければならない。

(2) 大宝律の施行に関しては二段階あって、①は京・畿内実施が統紀、大宝二年二月戊戌朔条に「始頒新律於天下」とある記事によって知ることができ、また②は全国的実施が統紀、大宝二年十月戊申条に「頒下新律令于天下諸國」とある記事により知ることができる。従って、この点を念頭において大宝律の形跡を統紀などの記事から取り出して復元を試みなければならない。

(3) 讓位と即位は同じ日であったが、前天皇(聖武)を太上天皇と記すという異例が見られる。

7 職制律12合和御葉条

唐職制律12当該条には、

諸合和御葉。誤不如本方。及封題誤者。医絞。料理揀擇不精者。徒一年。未進御者。各減一等。監当官司。各減医一等。
(余条未進御。及監当官司。並准此。)

とあり、養老職制律12当該条には、

凡合和御葉。誤不如本方。及封題誤者。医徒三年。料理簡擇不精者。杖六十。未進御者。各減一等。監当官司。各減医一等。(余条未進御。及監当官司。並准此。)

(凡そ御葉を合和するに、誤ちて本方のごとくにせず。及び封題誤てらば、医は徒三年。料理・簡擇、精しくせずは、杖六十。御に進らずは、各一等減せよ。監当の官司は、各医に一等減せよ。(余の条の御に進らざる。及び監当の官司も、並に此に准へよ。))

とある。この条項は、天皇の服する葉の調合を間違えた場合の処罰を定めたものである。葉の調合を誤ったり、合成した葉の使用法等の説明書を誤った場合は大不敬に当たり、厳しい罰を受けることになり、唐律では絞罪に処せられ、養老律では徒三年と規定されている。大宝律ではその量刑までは知り得ないが、当該条の冒頭の条項に見える「合和御葉。誤不如本方。及封題誤者。」は、条文復元が可能ではないかと思われる。

これまでその存在は推測される、というだけであったが、

復元語句としても差し支えないと考える。

なぜならば、名例律八虐条第六の大不敬の項の復元にこれまで用いられてきた政事要略卷八二に「古答云、(中略)合和御薬。誤不如本方。及封題誤者。」と引かれた一文があつて、大宝律令の注釈書である古答にこれが見られるからである。名例律では犯罪行為を記し、これに該当する処罰規定は職制律に載せ、双方の文言に差異・矛盾があつてはならない。

従前の律令制研究会編『譯註日本律令 二』ではこの史料によって、単に条文の存在の推測に止まるものであつたが、これを一歩進めて語句の復元ができると考える。

またその疏文「合和御薬(下略)」の存在も推測できよう。

ところで、大宝律当該条規の復元が可能であるならば、他の律篇目にも復元の可能性が波及すると考えられる。

すなわち、養老雜律7医為人合薬条に、

(凡) 医為人合薬。及題疏針刺。誤不如本方。殺人者。徒一年。(後略)

(凡) 医、人の為に薬を合し、及び題疏・針刺するに、誤ち本方の如くせず、人を 殺したる者は、徒一年。(後略)

(題疏とは、薬の名称を題書すること)

とある条文に相応する大宝雜律7医為人合薬条の復元もできるであろう(量刑は不明)。

また同じく、名例律6八虐第六大不敬の項の注文「封題誤」に

謂依方合訖。封題有誤。若以丸為散。応令言熱之類。

とあるが、これに対応する大宝律当該条疏も復元ができると思う。これらは名例律6・雜律7でも述べた。

(1) 国史大系本・六五六頁。

(2) 利光・前掲「大宝律考」三三二頁以下。

(3) 律令研究会編・前掲『譯註日本律令 二』二九四頁以下。元稿は、小林宏「律条拾葉」『国学院法学』第十一卷第二号、のちに国学院大学日本文化研究所編『日本律復元の研究』国書刊行会、に収載。

8 職制律13造御膳誤犯食禁条

唐職制律13当該条には、

諸造御膳。誤犯食禁者。主食絞。若穢惡之物。在食飲中。徒二年。揀擇不精。及進御不時。減二等。不品管者。杖二百。

とあり、養老職制律13当該条には、

凡造御膳。誤犯食禁者。典膳徒三年。若穢惡之物。在食飲中。

杖一百。簡擇不精。減二等。不品嘗者。杖六十。

(凡そ御膳を造るが、誤ちて食禁を犯せらば、典膳は徒三年。若し穢悪の物、食飲の中に在らば、杖一百。簡擇精しくせずば、二等を減せよ。品嘗せずは、杖六十。)

とある。この条項は、天皇の食する膳の造り方を誤った場合の処罰規定を定めている。

食に関する禁忌、食い合わせを誤ったりした場合、大不敬に当たり、厳しい罰を受けることになり、唐律では絞罪に処せられ、養老律では職員は徒三年に科せらる。穢悪のものを食飲のなかに入れた場合は唐律では徒二年、養老律では杖一百の罰則となる。

大宝律ではその量刑までは知り得ないが、当該条の冒頭の条項に見える「造御膳。誤犯食禁」は復元が可能であろうと思われる。

なぜならば、八虐条第六の大不敬の項の復元にこれまで用いられてきた政事要略巻八二に「古答云、(中略)造御膳。誤犯食禁者。」と引かれた一文があるからである。⁽²⁾

大宝律令の注釈書である古答にこの語句が引用されているゆえ、犯罪行為を列示する名例律の条項と連関してその処罰規定を掲げる職制律にも同様の律文が存在したと推考しうる。従ってそれは大宝律の逸文と考えるとよからう。従

前の律令制研究会編『譯註日本律令 二』は、単に条文の存在の推測に止まるとしてきたが、それだけでなく語句の復元のレベルに上げてよいと考える。

またそれに伴いその疏文「謂造御膳者」云々の存在も推測できよう。

(1) 国史大系本・六五六頁。

(2) 利光・前掲「大宝律考」三二頁以下。

(3) 律令制研究会編・前掲『譯註日本律令 二』二九六頁以下。元稿は、小林宏・前掲「律条拾葉」国学院大学日本文化研究所編『日本律復原の研究』国書刊行会、に収載。

9 職制律14御幸舟船条

唐職制律14当該条には、

諸御幸舟船。誤不牢固者。工匠絞。〈工匠各以所由為首。〉若不整飾。及闕少者。徒二年。

とあり、養老職制律14当該条には、

凡御幸舟船。誤不牢固者。工匠徒三年。〈工匠各以所由為首。〉若不整飾。及闕少者。徒一年。

(凡そ御幸の舟船、誤ちて牢固くせずは、工匠は徒三年。

〈工匠は、各所由をもって首と為よ。〉若し整へ飾らず、及び

闕少せらば、徒一年。⁽¹⁾
とある。

この条項は、天皇の乗る舟船の造り方を間違った場合、処罰をうけるきまりを定めたものである。徒三年の罰とともに、大不敬となる。牢固でない原因をつくった工匠は主犯となる。

大宝律の量刑を知ることとはできないが、当該条の冒頭に見える「御幸舟船。誤不牢固」は復元できると考える。これ迄はその存在が推測されるというだけであったが、復元可能な語句と推断してよい。なぜならば、八虐条第六の大不敬の項の復元にこれまで用いられてきた政事要略卷八⁽¹⁾に

古答云、(中略)造御舟船。誤不牢固。
という一文があるからである。⁽²⁾

大宝律令の注釈書古答にこの一文が見られるので大宝律の逸文と考えて間違いない。これ迄律令制研究会編『譯註日本律令 二』は、この一文を抛にして、単に条文の存在の推測に止まるとしてきた。⁽³⁾

またその疏文「謂皇帝所幸舟船」云々の存在も推測できよう。

- (1) 国史大系本・六五六頁。
- (2) 利光・前掲「大宝律考」。
- (3) 律令制研究会編・前掲『譯註日本律令 二』二九七頁以下。元稿は、小林宏・前掲「律条拾葉」。

10 職制律22詔書施行而違条

大宝律令が法的効力をもっていた天平宝字元年六月乙酉(九日)条の統紀の記事に、藤原仲麻呂に反対する勢力の不穏な動き察知した仲麻呂政権側が、それを封じる命令を「制勅五条」として出している。

- 制勅五条、諸氏長等、或不預公事、恣集己族。自今以後、不得更然。^(其一)。王臣馬数、依格有限。過此以外、不限蕃馬。^(其二)。依令、隨身之兵、各有儲法。過此以外、亦不得蕃。^(其三)。除武官以外、不得京裏持兵、前已禁斷。然猶不止。宣告所司固加禁斷。^(其四)。京裏二十騎已上、不得集行。^(其五)。宣告所司嚴加禁斷。若有犯者、科違勅罪。
- (勅五条を制してのたまわく、「諸の氏長ら、或は公事に預らずして、恣に己が族を集む。今より以後、更に然することを得ざれ。^(其の一)。王臣の馬の数は、格に依るに限り有り。此を過ぐる以外に馬を蓄ふこと得ざれ。^(其二)。令に依るに、隨身の兵、各儲法有り。此を過ぐる以外に亦蓄ふること得ざれ。^(其の三)。武官を除く以外、京の裏に兵を持つこと得ぬ

は、前に已に禁断めり。然も猶止まず。所司に告げて固く禁断を加ふべし。(其の四)京の裏を二十騎已上、集り行くこと得ざれ。(其の五)所司に告げて厳しく禁断を加ふべし。若し犯す者有らば、違勅の罪を科せ。」とのたまふ。

この文の末尾に、

宣告所司厳加禁断。若有犯者、科違勅罪。

とあって、違勅罪を科す旨の記載が見られる。

違勅罪は、養老職制律22詔書施行而違条に、

凡被詔書。有所施行而違者。徒二年。失錯者。杖八十。(失錯。謂失其旨。)

(凡そ詔書を被りて施行する所有らむ、而るを違へらば、徒二年。失錯せらば、杖八十。(失錯というのは、謂はく、其の旨を失へるをいふ。))

とあって、詔書を施行する際その趣旨と違った場合の処罰規定をいうのだが、通常、これに罪を適用するものと見なされる。異説もあるようだが、この考え方でよからうと思う。職制律22当該条はこれ迄大宝律条文は未発見であった。ここに一步を進め得たと考える。

(1) 違勅罪は、一般に職制律22詔書施行而違条を適用するという説は、古くは令宗允亮の政事要略(平安中期)や、

坂上明兼、坂上明基らの法曹至要抄(平安末期)鎌倉初期)などの法曹書に説かれている。また国史大系・続左丞抄第三「職制律云、故違詔勅者徒二年」も参照。なお、長又高夫『中世法書と明法道の研究』汲古書院・二〇二〇年、瀬賀正博『日本古代律令学の研究』汲古書院・二〇二一年を参照のこと。

11 職制律40在外長官使人有犯条

職制律40当該条文は、在外の長官や使人が罪を犯した場合の処置について規定するとともに、これに違犯した場合の罪を規定している。

大宝職制律40当該条は、古記から逸文が拾われ、復元に用いられている。たとえば、唐律当該条本文は、

諸在外長官及使人。於使処有犯者。所部属官等。不得即推。皆須申上聽裁。若犯当死罪。留身待報。違者。各減所犯罪四等。(傍線部は筆者)

(諸て在外の長官、及び使人使いする処に於いて犯すことあるものは、所部の属官等、即ちに推することを得ず。皆な須く申上して裁を聴くべし。若し犯すこと死罪に当たれば、留身して報を待つ。違ふものは、各々犯すところの罪に四等を減す。)

とあるが、前掲の『譯註日本律令二』律本文篇上巻では、

この条項のうち大宝律が復元できる箇所(本文)は、傍線部の「在外長官」「有犯」「所部属官等。不得即(輒)推」「申上聴裁」「犯当死罪。留身待報。」などを指摘する。⁽¹⁾

ところが、吉田孝氏が指摘するように⁽²⁾、これらの復元文のすべてが、選敍令集解、在外身死条⁽³⁾の

古記云。跡云。穴云。：職制律云。在外長官有犯。所部属官等。不得輒推。犯罪当死者。散留其身待上報下者。故犯罪非死罪者。尚理事。

とある文に依拠しているが、それは果たしていかがなものか。吉田氏は、菊地礼子氏の忠言と断りながら、これらは古記の引用である可能性は低いと言う。私も同ように疑わしいというのが率直な感想である。

また、「申上聴裁」の復元において用いられた、選敍令集解、在外身死条⁽⁵⁾に、

古記云。朱云。並闕者死闕也。但在外長官犯死罪者。不合預釐務也。此時次官死亡者。與介以上並闕不殊。故可馳駈也。但於在外長官犯流罪以下者。次官以下不得推問者。猶可預釐也。但申上可聴裁耳。職制律見文也。

とある文は、果たして古記の引く地の文であるのか、それにも疑念を有する⁽⁶⁾。

「古記云。跡云。穴云。」或いは「古記云。朱云。」のあの律文の引用の判読には余程の注意が必要である。

従って、前記『譯註日本律令』に、大宝律の復元文として載せられたものも一度検討し直す必要があるだろう。

- (1) 最後の「留身待報」は存在の推測のみとしている。律令研究会編・前掲『譯註日本律令 二』三三四頁以下。訳注は、律令研究会編『譯註日本律令六』唐律疏議 譯註篇 二(職制 八重津洋平譯註)・東京堂出版・一九八四年・一七一頁以下による。

- (2) 「書評『譯註日本律令 二・三』」吉田孝『続 律令国家と古代の社会』岩波書店・二〇一八年・三五四頁。

- (3) 『国史大系 令集解』四六九頁。

- (4) 注(1)に同じ(先行する個別論文は、小林宏編「律条拾遺」『国学院大学日本文化研究所紀要』三二、後に国学院大学日本文化研究所編『日本律復元の研究』国書刊行会・一九七〇年、所収)。ところでこの復元文のうち、利光氏が前掲「大宝律考」において揭示した、儀制令集解、内外官人条(前掲「国史大系 令集解」七二八頁)の「古記云。：案職制律。在外長官条注云。国郡長官故也。」によって復元された冒頭の「在外長官」と疏文の「国郡長官」は異論なく当該条逸文として認めらるよう。

- (5) 『国史大系 令集解』四七〇頁。

(6) 注(一)に同じ。先行する個別論文は、小林宏編「律条拾差」『急急如律令』のちに国学院大学日本文化研究所編『日本律復原の研究』国書刊行会・一九七〇年、所収。

12 戸婚律32居父母喪主婚条

唐律疏議、戸婚律32当該条には、

諸居父母喪。與應嫁娶人主婚者。杖一百。〔疏議曰。居父母喪。與應合嫁娶之人主婚者。杖一百。若與不應嫁娶人主婚者。得罪重於杖一百。自從重科。若居夫喪。而與應嫁娶人主婚者。律雖無文。從不應為重。合杖八十。其父母喪內。為應嫁娶人媒合。從不應為重。杖八十。夫喪從輕。合答四十。〕

(一)内は疏議の文
〔諸そ父母の喪に居て、嫁娶すべき人のために主婚たる者、杖一百。〔疏議して曰く、父母の喪に居て、嫁娶すべき人のために主婚たる者、杖一百。若し嫁娶すべからざる人のために主婚たりて、罪を得ること杖一百より重ければ、自から重きに從つて科す。若し夫の喪に居て、而して嫁娶すべき人のために主婚たる者は、律に文なしと雖も、不應為の重に従い、杖八十たるべし。其れ父母の喪内に嫁娶すべき人のために媒合するは、不應為の重に従い杖八十。夫喪は輕きに從い答四十たるべし。〕
(一)内は疏議の文

とある。この条文は、父母の喪に服しながら、人のために

主婚となつて嫁娶の場にあらわれることを、やはり慎みを欠く行為として、杖一百に処するという処罰規定である。⁽¹⁾

律の本文はこれのみであるが、疏議の文は、夫の喪に服している場合、及び父母・夫の喪中に媒を務めることに ついても、不應為の条によつてそれぞれに罪を問うべきであるとす。

それに関して、大宝・養老律ともまったく復元はなされて いない。

しかしながら、上記の疏文に「律雖無文。從不應為重。合杖八十。(律に文なしと雖も、不應為の重に従い、杖八十たるべし。)」とあつて、雜律62不応得為条の条文に説き及んでいる。幸いにして雜律62当該条規は、養老律の逸文がほぼ残存しており、大宝律も存在したことが推測されている。⁽²⁾ これを手掛かりにして、大宝・養老戸婚律32居父母喪主婚条に話を及ぼしたい。

唐律疏議、雜律62当該条には、

諸不應得為而為之者。答四十。(謂律令無條。理不可為者。) 事理重者。杖八十。〔疏議曰。雜犯輕罪。觸類弘多。金科玉条。包羅難盡。其有在律在令。無有正條。若不輕重相明。無文可以比附。臨時処断。量情為罪。庶補遺闕。故立此条。情輕者。答四十。事理重者。杖八十。〕

（諸て応に為すを得べからずして之を為したる者は、笞四十〔律令に条なく、理に為すべからざる者を謂ふ〕。事理重き者は、杖八十。〔疏議して曰く。雑犯の軽罪は、舛類弘多たり。金科玉条、包羅して盡し難し。其れ律に在り令に在りて、正条あるなく、若くは軽重相ひ明かならず、文の以て比附すべきなきものあり。時に臨みて処断するに、情を量りて罪を為せば、遺闕を補ふに庶（ちか）し。故に此条を立つ。情軽き者は、笞四十。事理重き者は、杖八十。〕

と見える。この条文は不応為の犯罪について規定したものである。すなわち、律令に規定するところがなくて拳軽明重・拳重明軽、つまり程度の軽い犯行について処罰が規定されているならば、同じ類型に属する程度の重い犯行については明文がなくても、同じ処罰規定を適用する。また程度の重い犯行について刑を減免する規定があれば、同じ類型に属する程度の軽い犯行については明文がなくとも同じ減免規定を適用する、という原理⁽³⁾、あるいは比附なる法解釈上の操作によっても罪名が与えられないが、理・情という道徳・社会的規範、人間の自然的感情から判断して容認されない行為を、処罰の対象とするのが本条の目的である⁽⁴⁾。この条文は、ある種古代法では社会的秩序の維持育成に反する行為を網羅的には規定しえないところの穴埋めをする

役目をおわされていた。

ゆえに、戸婚律当該条の「嫁娶すべき人のために主婚たる者は、律に文なしと雖も、不応為の重に従い、杖八十たるべし。其れ父母の喪内に嫁娶すべき人のために媒合するは、不応為の重に従い杖八十。夫喪は軽きに従い笞四十たるべし。」という疏文は、雑律不応為条疏の適用例として有効になり得ると思考される。戸婚律当該条の存在は確かであろう。

(1) 律令研究会編・前掲『譯註日本律令 六』唐律疏議譯註篇二・二七七頁以下。

(2) 律令研究会編・前掲『譯註日本律令 三』七九五頁以下。なお、川村康氏は法制史学会第六九回総会において「律疏における不応為条の適用事例」という題目で報告をしている（京都産業大学・二〇一七年）。その報告要旨は『法制史研究』六八号・二〇一九年・三八三頁以下を参照のこと。

(3) 名例律50断罪無正条。律令研究会編・前掲『譯註日本律令 五』唐律疏議譯註篇一・三〇一頁以下（名例 滋賀秀三譯註）。律の規定の中で、罪名のない犯罪行為のうちそれと同じ類型に属するものが律中に規定されているならば、拳軽明重・拳重明軽（名例律50）の原理が適用される。

上掲『譯註五』の滋賀説に詳しいが(三〇二頁以下)、『譯註八』の雜律担当の川村康氏はその論文「拳重明輕・拳輕明重と比附」(関西学院大学法政学会編「法と政治」七〇卷一号・二〇一九年)、及び「律疏拳重明輕・拳輕明重簡記」(『法史学会報』二二一・二〇一八年)で詳論している。(4) 律令研究会編・前掲『譯註日本律令 八』唐律疏議譯註篇四・二〇九頁以下(川村康譯註)。

13 擅興律 20 私有禁兵器条

唐律疏議、擅興律 20 私有禁兵器条には、

諸私有禁兵器者。徒一年半。(謂非弓箭刀楯短矛者。)弩一張。加二等。甲一領及弩三張。流二千里。甲三領及弩五張。絞。私造者。各加一等。(甲。謂皮鐵等。具裝與甲同。即得闌遺。過三十日不送官者。同私有法。)造未成者。減二等。即私有甲弩。非全成者。杖一百。餘非全成者勿論。

とある。養老律当該条規は冒頭の「私有禁兵器者。徒一年。」が法曹至要抄により、中ほどの「私造」が賊盜律 28 禁兵条からそれぞれ復元されている。⁽¹⁾

しかし、大宝律当該条文はまったく復元の手が及んでいない。

ところで、大宝律令施行期間の、天平宝字元年六月乙酉(九日)条の続日本紀の記事に、藤原仲麻呂に反対する勢

力の不穩な動き察知した仲麻呂政權側が、それを封じる命令を「制勅五条」として出している(前掲)。

制勅五条、諸氏長等、或不預公事、恣集己族。自今以後、不得更然。(其一)。王臣馬數、依格有限。過此以外、不限蕃馬。(其二)。依令、隨身之兵、各有儲法。過此以外、亦不得蕃。(其三)。除武官以外、不得京裏持兵、前已禁斷。然猶不止。宣告所司固加禁斷。(其四)。京裏二十騎已上、不得集行。(其五)。宣告所司嚴加禁斷。若有犯者、科違勅罪。

これらは今日、三代格に上記の其の一、四、五が収められ「右三条事」を勅すとしており、残りの其の二、三が彈正台式にそれらと同じ規定がおかれている。格式編纂(弘仁格式)に当たって格と式に分けて載せられたものと推考される。

ところで、其の二にいう「令に依るに、隨身の兵、各儲法有り。此を過ぐる以外に亦蕃ふること得ざれ。」とは、軍防令 44 に、

凡私家不得有鼓鉦・弩・牟・肖(矛偏)・具裝・大角・少角及軍幡。唯樂鼓不在禁限。

とある規定をいうが、これに違反した場合は、擅興律 20 私有禁兵器条に、

私有禁兵器者、徒一年。

とある規定によって処罰される。⁽²⁾ これらの律令法は、今述べたように、大宝律令が効力を維持した期間の法規であるがゆえに、大宝律令条項の逸文と考えて間違いないが、律令法で私蔵を禁じている兵器は「鼓鉦大角小角及軍幡」などの部隊装備の戦闘用の兵器であつて、それ以外の個人装備の兵器の類は私人の所有を認めている。⁽³⁾ その意を汲んだ上で、軍防令44が大宝令にも存在したということを考え併せるならば、その令条に違反した場合、大宝擅興律20私有禁兵器条の規定により罰せられることになつていたろう。

唐律疏議、当該条文には、

(前略) 弩一張。加二等。甲一領及弩三張。流二千里。甲三領及弩五張。絞。私造者。各加一等。甲。謂皮鐵等。具裝與甲同。即得闌遺。過三十日不送官者。同私法。造未成者。減二等。即私有甲弩。非全成者。杖一百。餘非全成者勿論。

とある「流二千里・絞・杖一百」などの量刑を除く、この条規はほとんど大宝律当該条文に受け継がれていた公算が強いと考えられる。

- (1) 律令研究会編・前掲『譯註日本律令二』四八六頁以下。
 (2) 江戸期の『律逸』により、法曹至要抄・兵杖事から逸

文が拾われている。なお、当該条の大宝律復元については、拙著『前近代日本の法と政治―邪馬台国及び律令制の研究―北樹出版・二〇〇二年・一八〇頁、を参照されたい。ここでは本項で上げた史料と異なるものを提示したが、続日本紀、天平宝字元年六月乙酉(九日)条の記事も新たに提示しておきたい。

- (3) 青木和夫ほか校注・前掲『続日本記紀 三』一九〇頁以下。

14 賊盜律1 謀反条

15 賊盜律23 盜大祀神御之物条

唐律疏議、賊盜律23盜大祀神御之物条には、

諸盜大祀神御之物者。流二千五百里。〔謂供神御者。帷帳几杖亦同。其擬供神御。〔謂營造未成者〕及供而廢闕。若饗薦闕。若饗薦之具已饌呈者。徒二年。〔饗薦。謂玉幣牲牢之屬。饌呈。謂已入祀所。經祀官省視者。〕未饌呈者。徒一年半。已闕者。杖一百。〔已闕。謂接神禮畢。〕若盜釜甌刀匕之屬。並從常盜之法。

とあり、また養老賊盜律23大祀条には、

凡盜大祀神御之物者。中流。〔謂供神御者。大社神宝亦同。〕〔供神御者。謂大幣。〕其擬供神御。〔謂營造未成者。〕若饗薦之具已饌呈者。徒二年。〔饗薦。謂祭幣酒肴(食偏)之屬。〕

饌呈。謂已入祀所。經祀官省視者。未饌呈者。徒一年半。
若盜釜甑刀匕之屬。並從常盜之法。

〔凡大祀の神御の物を盗めらば、中流。〔謂はく、神御に供するをいう。大社の神宝も亦同じ。〕神御に供するとは大幣を謂。〕後略〕

とある。国家にとりもつとも重要な祭祀たる大祀において神が用いる料として供える祭器などの神御の物を盗んだ場合の処罰規定を定めたものである。また後者の本注に「供神御者。大社神宝亦同。」とあつて大社、すなわち伊勢神宮の神宝を盗んだ場合も同様に罰せられると規定している。そしてその疏文に「供神御者。謂大幣。」つまり神が用いる料として供えるのは大幣を指すのであると言っている。大祀の神御の物を盗む行為が養老名例律八唐条の大不敬に相当することは、名例律当該条に、

六曰。大不敬。〔謂毀大社及盜大祀神御之物。〕

とあることで明らかである。ちなみに、これは大宝律では未復元である（前記）。

ところで、大宝二年七月癸酉（八日）の統紀の記事には、
詔、伊勢大神宮封物者是神御之物。宜准供神事、勿令濫穢。

又在山背国乙訓郡火雷神、每旱祈雨。頻有徵驗。宜入大幣及月次幣例。

〔詔したまわく、「伊勢大神宮の封物は是れ神御の物なり。神事に供ふるに准へて、濫りに穢さしむること勿かるべし。また山背国乙訓郡に在る火雷神は、旱毎に雨を祈ふに。頻に徵驗有り。大幣と月次の幣との例に入るべし。」とのたまふ。〕

とあつて、大宝律が施行された直後に、伊勢神宮の封物は神御の物であると定められている。⁽¹⁾伊勢神宮すなわち大社であるから、この神宮の神御の物を濫りに穢することを戒めている。七月癸酉条の記事の末尾には「宜入大幣」とあるから、大社の大幣を毀つ罪はまさに八唐条の大不敬に当たる。

ゆえに、賊盜律謀反条に、
謀毀大社者。徒一年。毀者。違流。

とあり、同じく賊盜律条に、

凡大祀神御之物者。中流。

という罰則が定められている。

従つて、本題の①賊盜律1謀反条、及び②賊盜律23盜大祀神御之物条の大宝律条文は、各々右記のような一文であったことが考えられる。

そしていずれも八唐条大不敬に犯罪行為規定がある。

従つて大宝名例律当該条に、

六曰。大不敬。〔謂毀大社及盜大祀神御之物。〕

という律条の存在が推考され、復元が可能となる。これについては名例律八虐条を参照されたい。

唐律と養老律との相違に関しては、滝川政次郎氏がこれを論じている。⁽²⁾

(1) 上野「飛鳥・奈良時代法律の新たな復元試案―大宝律30条、養老律8条、養老医疾令2条―」三重短期大学法経学会編『三重法経』第一四二号・二〇一三年・一六四頁、において、私は統紀、大宝二年七月癸酉の記事を大宝律施行に先立ち、この条が単行法令として発布された、と述べたが、本文のごとく訂正する。

(2) 滝川・前掲「律と大嘗祭」一二九頁以下。

16 雑律7医為人合薬条

前的大宝職制律12合和御薬条の復元において、その復元が可能であるならば、大宝雑律7医為人合薬条にも復元の可能性が及ぶと言及した。

すなわち養老雑律7医為人合薬条に、

(凡) 医為人合薬。及題疏針刺。誤不如本方。殺人者。徒一年。

(凡そ医、人の為に薬を合し、及び題疏・針刺するに、誤ち本方の如くせず、人を殺したる者は、徒一年。)

とある条文に相応する大宝律雑律7医為人合薬条の復元も可能となろう。

むすび

大宝律復元の作業は多くが既に先学が手掛けており、律令研究会がそれらの復元を却下したものを改めて見直した。そうした中大宝・養老兩律の量刑を比較し得るものに寓目し、大宝律の方が養老律より唐律と等しい場合が多いのではないかと目論み、作業を進めた。なお大宝律の復元方法は依然考案し得ると思う。第二節の戸婚律32居父母喪主婚条などはそれである。御鞭撻戴きたい。